

様式第5号(第8条関係) 別紙1

申請企業名

<育児と仕事の両立支援>

評価項目		制度 (1つ0.5点)	実績 (1つ1点)	実績のあった事業所の名称	正社員以外で実績 があつた場合
育児休業	(中小企業)法定通りに育児休業が定められている。 (大企業)子が1歳以上でも育児休業を取得可能、又は、保育所等に落選した場合に、2歳を超えても育児休業を取得可能。				<input type="checkbox"/>
	男性従業員が15日以上の育児休業を取得している。	—			<input type="checkbox"/>
子育て関係 の休暇	(中小企業)看護休暇について、法定通りに対象となる子が1人の場合は5日以上(2人以上の場合は10日以上)であることが定められている。 (大企業)看護休暇について、対象となる子が1人の場合は6日以上(2人以上の場合は11日以上)と定められている。				<input type="checkbox"/>
	(中小企業)看護休暇について、法定通りの取得単位(*)に分割して取得できることが定められている。 *申請日が令和2年12月末日までの場合: 半日単位 *申請日が令和3年1月以降の場合: 時間単位 (大企業)看護休暇を法を上回る取得単位(*)に分割して取得できる。 *申請日が令和2年12月末日までの場合: 時間単位 *申請日が令和3年1月以降の場合: 中抜け可能				<input type="checkbox"/>
	看護休暇を小学校就学以上の子を持つ従業員も取得できる。				<input type="checkbox"/>
	看護休暇が有給である。				<input type="checkbox"/>
	看護休暇以外の、育児目的休暇の制度がある。 ※該当する休暇制度がある場合は名称を記入してください。 ()				<input type="checkbox"/>
柔軟な働き 方の制度	配偶者が出産したときの休暇制度がある。				<input type="checkbox"/>
	(中小企業)法定通りに3歳に満たない子を養育する従業員に、短時間勤務制度が定められている。 (大企業)3歳以上の子を持つ従業員にも短時間勤務制度がある。				<input type="checkbox"/>
	育児をする従業員が利用できるフレックスタイム制度又は時差出勤制度がある。				<input type="checkbox"/>
相談窓口・ 研修	育児をする従業員が利用できるテレワーク制度がある。				<input type="checkbox"/>
	相談員又は相談窓口の設置がある。				<input type="checkbox"/>
	育児との両立に関する管理職に対する研修を行っている。				<input type="checkbox"/>
育児との両立に関する社内制度の周知を行っている。		—			<input type="checkbox"/>
「○」の数の合計					
合計得点					

※ 実績は、申請日の属する年度を除き、過去3年度分を対象としています。なお、利用実績のあった当時に適用されていた就業規則等により確認します。

※ 小中企業:常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、社団法人、財団法人、NPO法人等
大企業:上記従業員の数が301人以上の企業、社団法人、財団法人、NPO法人等